

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

支給には手続きが必要です

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった安来市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をもらった世帯は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で安来市に住民登録があつて、**新型コロナウイルス感染症の影響**で、令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和4年1月以降の「任意の1か月の収入」を1.2倍することで年収に換算して判定します。

※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

※令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、別の申請となりますので令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村へお問い合わせください。

住民税非課税相当の判定イメージ（例）

		扶養している親族の人数	住民税非課税相当限度額
令和4年1月以降の任意の1か月の収入 × 1.2か月 ≦		単身または扶養親族がいない場合	9.3万円
		配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円
		配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168万円
		配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
		配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
		障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	2,043,999円

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。ご自身の世帯が支給対象となるかは、裏面の対象確認シートをご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

お問い合わせ：安来市総務課特別給付金係（安来庁舎）

☎ **0854-23-3150**（8:30～17:15 閉庁日を除く）

申請手続き：申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に提出してください。

（申請書類は、安来市ホームページからダウンロード、または、郵送にて取得することができます。）

申請期間：令和4年6月1日から令和4年9月30日まで

■ 家計急変世帯に対する臨時特別給付金対象確認シート

NO

①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、給与収入、事業収入または不動産収入が減少した。

→ 非該当

↓ YES

②基準日（R3.12.10）時点で、国内に住民票がある。

→ 非該当

↓ YES

③申請日時点で、安来市に住民票がある。

→ 住民票所在地で申請

↓ YES

④「課税者の被扶養者のみで構成される世帯」でない。

→ 非該当

↓ YES

⑤令和4年度住民税課税者が世帯内にいる。
（臨時特別給付金支給要件確認書が届いていない。）

→ 支給要件確認書で給付

↓ YES

⑥過去に今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯又は世帯主若しくは世帯員のみで構成される世帯ではない。

→ 非該当

↓ YES

⑦任意の1か月×12（年間収入見込）が住民税非課税相当額以下 下表

YES

→ 該当

↓ NO

⑧任意の1か月×12（年間所得見込）が住民税非課税相当額以下 下表

→ 該当

↓ NO

⑨令和4年中の所得額が住民税非課税相当額以下 下表

→ 該当

↓ NO

非該当

○ 住民税非課税相当限度額表

扶養している親族の人数	収入ベース（⑦）	所得ベース（⑧⑨）
単身または扶養親族がいない場合	93万円	38万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	2,043,999円	135万円